

令和7年度市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託の受託事業者を選考するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和7年度市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 提案（見積額）上限額

20,482,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 選考スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	令和7年9月24日（水）
参加申込及び質問受付	令和7年9月30日（火）午後3時まで
質問回答	令和7年10月3日（金）予定
参加資格審査結果通知 企画提案書類の受付	令和7年10月6日（月）
企画提案書類の提出期限	令和7年10月21日（火）正午まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年10月27日（月） 予定
審査結果通知	令和7年10月29日（水） 予定
契約締結	令和7年11月 4日（火） 予定

5 参加手続き

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書・委任状（様式第2号）
- ③ 会社概要（様式第3号）
- ④ 地方自治体において実施した脱炭素先行地域に係る運用支援業務の契約書の写し
- ⑤ 業務実施責任者として配置する予定の者の業務実績を客観的に証する書類の写し
（地域の脱炭素化推進業務等類似案件の契約書及び業務責任者通知書等）
- ⑥ 市川市入札参加業者適格者名簿に登録していない者にあつては以下の書類を提出すること。
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・印鑑証明書
 - ・使用印鑑届兼委任状（様式第4号）
 - ・未納の税額がないことの証明として、次に掲載するもののうち該当する納税証明書
 - ア 市内に事業所がある法人の場合
 - ・市税【法人市民税の納税証明書】（直近2年）
 - ・市税【固定資産税の納税証明書】（直近2年）
 - ・国税【法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）】
 - イ 上記アに該当しない法人の場合
 - ・国税【法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）】

(2) 提出期間

令和7年9月24日（水）から令和7年9月30日（火）まで

受付時間は開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ午後3時まで）

(3) 担当課 市川市 市長公室 カーボンニュートラル推進課

（所在地） 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎4階

（電話） 047-712-8634

(4) 提出方法 上記、担当課に持参による提出のみとする。提出にあたっては、事前に提出日時等を担当課に連絡すること。

(5) 質問について

参加申込提出書類に関して、質問がある場合は、原則として以下の①から④の内容に従い、質問を行うこと。

- ① 提出書類 参加申込に係る質問書（様式第5号）

- ② 提出期間 令和7年9月24日（火）から令和7年9月30日（火）の午後3時まで
- ③ 提出方法 市指定の質問書に質問内容を記入のうえ、5（3）の担当課宛てに電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領の電子メールを送信する。受領の電子メールがない場合は、質問書が提出されていないものとして取り扱うものとする。質問書は市川市ホームページからダウンロードすること。

提出先電子メールアドレス：carbon@city.ichikawa.lg.jp

- ④ 回答方法 令和7年10月3日（金）を目途に、質問者を伏せた上で、質問に対する回答をメールにて企画提案書の提出意思のある者全員に送付するものとし、口頭による個別対応は行わない。また、回答に対する再質問は行わない。

6 参加資格の審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書を電子メールにて通知する。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。なお、審査結果通知に記載された内容以外の質問には回答しない。また、審査内容は非公表とする。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を満たした者は、下記のとおり企画提案書及び提案価格見積書を提出すること。

（1）提出書類

① 企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、「8 企画提案書記載要領」に基づき作成すること

② 提案価格見積書（任意様式）

（2）提出部数

紙媒体の提出部数は12部とし、正本1部・副本1部に代表者印を押印し、残り10部については社名等の会社が特定される記載はせず、代表者印も押印しないこと。また、電子ファイル1部（CD-ROM、DVD-ROM等）を併せて提出するものとする。

（3）提出期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月21日（火）

受付時間は開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ正午まで）

(4) 提出方法

担当課に持参もしくは郵送（配達証明付き郵便・締切必着）とする。

持参する場合は、事前に提出日時等を担当課に連絡すること。

8 企画提案書記載要領

提案書の記載に関しては、別添「仕様書」に記載した業務目的や業務内容を踏まえ、別紙「令和7年度市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託公募型プロポーザル選考基準」（以下、「選考基準」という。）に示す各評価項目に配慮し、わかりやすく簡潔に記載すること。また、企画提案書については、任意様式（A4サイズ・デザイン等自由）により作成し、提出すること。

提案価格見積書（任意様式）

- ① 見積書は任意様式とし、代表者印の押印又は本件責任者氏名・連絡先及び担当者氏名・連絡先を記載すること。
- ② 提案（見積額）限度額の範囲内で、提案者の提案を実現するために必要な経費をすべて含む参考見積書を作成すること。
- ③ 可能な限り項目別に示すこと。

9 企画提案審査

(1) 受託事業者選考委員会の設置

適正な審査を実施するため、受託事業者選考委員会を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選考する。

(2) 企画提案審査

① 令和7年10月27日（月）頃

※正式な日時や集合場所等は参加資格審査結果通知書にて通知する。

② プレゼンテーション及び質疑応答

- ・出席者は3名以内とし、本業務の担当者1名以上は必ず出席すること。
- ・説明は20分以内、質疑応答は15分程度とする。
- ・留意事項

(ア) 審査は全て非公開にて行う。

(イ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは参加事業者が用意すること。

(エ) 持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(3) 審査方法

参加資格が確認された者から提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「選考基準」に基づいて審査員が評価・採点し、優先交渉権者は次のとおり選考する。

- ア 各審査員が企画提案書等の内容を評価・採点し、全審査員の合計点数により順位を決定する。
- イ 全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とし、合計点数が2番目に高い提案者を次席優先交渉権者とする。
- ウ 合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者及び次席優先交渉権者を選考する。
- エ 評価の結果、合計点数が満点の5割以上を満たす提案者がいない場合は、優先交渉権者を選考しない。

(4) 選考基準

別紙「選考基準」を参照のこと。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年10月29日（水）までに全応募者に対し文書にて発送する。なお、審査結果通知に記載された内容以外の質問には回答しない。また、審査内容は非公表とする。

(2) 契約及び公表

ア 第一優先交渉権者との契約

第一優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき、本市と委託事業の詳細な内容について協議を実施し合意に至った場合は、市川市財務規則、その他の法令規則等に従い、予算の範囲内において随意契約により契約を締結する。（企画提案内容をそのまま委託するとは限らない）

なお、何らかの事由により契約の締結に至らなかった場合、市は次席優先交渉権者と協議し、契約交渉を行うこととする。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、市川市財務規則第117条第3項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ウ 審査結果の公表

市川市公式Webサイトに掲載するものとする。

1.1 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が上限金額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

1.2 無効となる提出書類について

次の各号いずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 記載要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

1.3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 提出書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された全ての書類は原則返却しない。
- (5) 本プロポーザルにて知り得た情報については、目的外の使用を固く禁止する。
- (6) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- (7) 事業計画の中止等により発生した損害等について、本市は一切責任を負わないものとする。
- (8) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルの評価及び議会等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断及び無償で行うこととする。
- (9) 業務の実施に関し必要な事項は、委託者と協議して決定するものとする。

1.4 事務局（問合せ先）

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎4階

市川市 市長公室 カーボンニュートラル推進課 電話：047-712-8634

メールアドレス：carbon@city.ichikawa.lg.jp

(別紙)

令和7年度市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託
公募型プロポーザル選考基準

この選考基準は、市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託の公募型プロポーザルを実施するにあたり、市が設置する受託事業者選考委員会における選考（審査）基準等を定めるものである。（配点は全体で100点満点とする）

評価項目	評価の着目点
業務体制・実績	支援内容を実行できる人員体制は十分か。
	業務責任者は業務に関する豊富な経験や実績を有しているか。
	実務担当者は本事業を確実に履行するのに必要な経験及びノウハウを有するか。
企画提案	提案内容が、本事業趣旨に沿った効果的で実効性のある内容となっているか。
	全体スケジュールは妥当であるか。
	適切な進捗管理の手法が示されているか。
	各課題に対し、解決策等の必要なフォローアップ体制は十分なものになっているか。
	会議・委員会等の円滑な運営に必要な支援内容が明確に示されており、的確なものであるか。
	講演会、セミナー等の企画内容が効果的で実効性のある内容となっているか。 また円滑な運営に必要な支援内容が明確に示されており、的確なものであるか。
	本事業の目的を理解し、効果的である啓発資料が具体的に提案されているか。
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等に係る進捗状況の管理手法（交付金管理表等）は適切であるか。
	国に提出が必要となる各種書類・データに対する理解は十分か。

その他	<p>データ収集、推計、集計等について、ヒアリング・アンケート等の実施手法が具体的に示されているか。</p> <p>また精度が高いデータとなるよう工夫が図られているか。</p>
	<p>説明能力及び質問等に対する応対は分かりやすく具体的か</p>
価格点	<p>見積りは妥当か（所用経費・算定根拠が示されており、合理的な内容であるか）</p>